

統計法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○統計法施行令（平成二十年政令第三百二十四号）抄

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二（第四条関係）		都道府県知事が行う事務
基幹統計	事務の区分	
一〜五 (略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

別表第二（第四条関係）		都道府県知事が行う事務
基幹統計	事務の区分	
一〜五 (略)	(略)	(略)
六 医薬品、医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品に関する生産の実態等を明らかにすることを目的とする基幹統計	統計調査員に関する事務	一 統計調査員の設置に関する事務
七 調査票の集計に関する事務	調査票の配布に関する事務	二 調査票の配布に関する事務
八 厚生労働大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務	調査票の取集に関する事務	三 調査票の取集に関する事務
九 調査の広報に関する事務	審査に関する事務	四 調査票の審査に関する事務
十 厚生労働大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告	等に関する事務	五 法第十五条第一項の規定による立入検査等の実施に関する事務
	その他	六 調査票への必要な事項の記入に関する事務
	の事務	七 調査票の集計に関する事務

	(削る)
	(削る)
	(削る)

	七 鉱工業 生産の動 態を明ら かにする ことを目 的とする 基幹統計	
その他 の事務	統計調 査員に 関する 事務 報告義 務者に 関する 事務 調査票 の配布 、取集 、審査 等に関 する事 務	<p>告に関する事務</p> <p>十一 調査票の副票の保管に関する事務</p> <p>十二 厚生労働大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務</p> <p>十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務</p> <p>一 統計調査員（都道府県知事が調査すべき事業所又は企業として経済産業省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の設置に関する事務</p> <p>二 報告義務者を把握するための調査に関する事務</p> <p>三 調査票（第一号の経済産業省令で定める事業所又は企業の調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の配布に関する事務</p> <p>四 調査票の取集に関する事務</p> <p>五 調査票の審査に関する事務</p> <p>六 法第十五条第一項の規定による立入検査等（第一号の経済産業省令で定める事業所又は企業の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務</p> <p>七 調査票への必要な事項の記入に関する事務</p> <p>八 経済産業大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務</p> <p>九 調査の広報に関する事務</p>

	(削る)
	(削る)
	(削る)

	八 商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにすることを目的とする基幹統計
統計調査員に関する事務	一 統計調査員（都道府県知事が調査すべき事業所として経済産業省令で定めるものの調査に係るものに限る。）の設置に関する事務
報告義務者に関する事務	二 報告義務者を把握するための調査に関する事務
調査区に関する事務	三 調査区の設定及び修正の補助に関する事務
調査票の配布、収集、審査等に関する事務	四 調査票（第一号の経済産業省令で定める事業所の調査に係るものに限る。以下この項において同じ。）の配布に関する事務 五 調査票の収集に関する事務 六 調査票の審査に関する事務 七 法第十五条第一項の規定による立入検査等（第一号の経済産業省令で定める事業所の調査に係るものに限る。）の実施に関する事務
	十 経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十一 調査票の副票の保管に関する事務 十二 経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十三 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務

六 九 (略)	
(略)	
(略)	

九 十二 (略)	
(略)	その他 の事務
(略)	八 調査票への必要な事項の記入に関する事務 九 経済産業大臣及び他の都道府県知事との連絡に関する事務 十 調査の広報に関する事務 十一 経済産業大臣に対する調査に関する事務の実施状況その他必要な事項の報告に関する事務 十二 調査票の副票の保管に関する事務 十三 経済産業大臣に対する調査票その他関係書類の提出に関する事務 十四 前各号に掲げる事務に関する書類の作成及び保管その他前各号に掲げる事務に附帯する事務